

介護ネットみやぎ速報

(第80号 2016. 6. 14)

発行者 NPO法人介護ネットみやぎ

責任者 鈴木 由美

022-276-5202

022-276-5205



NPO 法人介護ネットみやぎ2016年度総会を開催し、名称を『NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ(略:介護・福祉ネットみやぎ)』としました！！

◇6月8日(水)フォレスト仙台 2階第5・6会議室で、NPO 法人介護ネットみやぎ2016年度総会を正会員39人、賛助会員、傍聴者を加え63人で開催しました。

◇今総会は、2015年度事業報告・決算報告、2016年度事業計画・活動予算のほか、役員改選と名称変更のための定款変更が議案として審議され、第1号議案から第7号議案まで採択承認されました。

◇総会の締めくくりとして「総会決議」を、JA 中央会安齋嘉奈恵さんより読み上げ提案し、出席者全員の拍手で採択されました。

◇新役員体制は下記の通りです。(敬称略・順不同)

理事長	内館 昭子	理事	井上 博之(新任)
副理事長	入間田範子	理事	野崎 和夫(新任)
副理事長	大越 健治	理事	横濱 敬子
理事	阿部 徹	理事	吉島 孝
理事	嵐田 光宏	監事	小島 妙子
理事	伊勢 淳子	監事	渡邊 礼子

◇役員改選に伴い退任された理事は2人です。

○齋藤境子さん

1999年設立以来理事、2012年度から2年間は理事長として重責を担い、介護ネットみやぎの発展にむけ、ご尽力いただきました。

○鈴木由美さん

事務局長として、私たちがめざす介護保険とするために、ご尽力いただきました。



総会の様子

NPO 法人介護ネットみやぎ

2016年度総会記念講演を開催しました！

◇総会に先立ち、服部メディカル研究所所長の服部万里子(はっとりまりこ)さんを招き、「地域包括ケアシステムと次期介護保険法改正～事業所の方向性を考える～」と題して、約70分間講演いただきました。

◇講演では、地域包括ケアの現状の問題点、2015年度に改定された介護保険法の特徴、利用者の負担増、サービス利用者の絞り込み、医療法改定による地域医療・介護・非営利法人の事業統合による経営の効率化など、国が考えている医療と介護の将来像など、今後予想される介護報酬改定の問題について説明いただきました。



講師服部万里子さん

◇講演の締めくくりでは、事業者として、これからどのように進めていくべきか、あきらめずに介護の未来をつくるための取組みの推進を強く提起されました。

介護ネットみやぎの新事務局長と事務局体制のお知らせ！

◇事務局長の交代について

介護ネットみやぎ鈴木由美さんが県生協連常務理事を退任することとなり、6月22日から新しい事務局長として、渡辺淳子さんが着任します。

◇2016年度介護ネットみやぎ事務局体制について

○事務局担当理事 野崎和夫（県連専務理事）

○事務局長 渡辺淳子（県連理事）

○労務・認証担当 松本研一郎

○調査・評価事業チーム

事務局次長 佐々木真由美

事務局チーフ 石坂幸子

事務局 岡田みどり

事務局 及川恭子

○認証制度事務局チーム

担当理事 入間田範子

事務局チーフ 鈴木由美

事務局 松本研一郎

事務局 秋葉恵

NPO 法人介護ネットみやぎ 2016年総会決議

総会決議

2011年3月11日、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から5年が経過しました。宮城県の復興公営住宅の整備は遅れ、2016年3月31日現在、いまだプレハブ仮設住宅に10,534戸、みなし仮設住宅に8,358戸、あわせて41,672人の被災者が不自由な暮らしを余儀なくされています。

宮城県が行った『平成27年度応急仮設住宅（プレハブ）入居者健康調査（仙台市を除く）』によると、入居者の65歳以上の高齢者の割合は43.8%となりました。また、全世帯に占める「一人世帯」が22.7%で割合が年々高くなり、一人世帯の高齢者の孤立も心配されます。厚労省の追跡調査では、宮城県では震災後の4年間で要介護高齢者の増加（2011年：6.3%、2015年：16.2%）が全国平均（0.7%）の14倍のペースで進んだと報告されています。被災によるストレスと仮設住宅などでの不自由な生活で、今も睡眠障害や抑うつ状態の人の割合は全国平均を上回っています。必要な人に必要な支援が届いていません。

2015年介護報酬が改定されました。かつてない大幅なマイナス改定であり、基本報酬部分を平均4.48%引き下げ、介護職員処遇改善加算の引上げ分（+1.65%）と重度・認知症対応関連の加算部分（+0.56%）を加味してもマイナス2.27%、基本報酬は、訪問看護（診療所・病院）と通所リハビリ、居宅介護支援を除く全サービスが引き下げられました。この改定で事業所の事業運営はさらに厳しいものとなりました。加えて、介護人材の不足による職員の加重労働や、担い手不足のために復旧した施設がニーズに対応しきれない状況が起っています。介護人材の確保に向け、思い切った処遇改善策が求められること、事業運営の成り立つ介護報酬の改善が必要です。

社会保障制度審議会の介護保険部会では、厚生労働省が社会保障費抑制のためにあげた「軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことに関して議論を始めました。要介護1・2の人を介護保険制度における生活支援サービスの対象から除外することや、1割の負担割合を引き上げることは、認知症利用者等への対応を希薄化させるばかりか、家族介護を前提としかねない状況になります。軽度者であっても介護保険サービスを受けることによって重度化が抑制され、将来の介護リスクが軽減されます。

わたしたちは、いつでも、どこでも、だれでも安心して暮らせる社会をめざし、介護保険制度の崩壊を食い止めるために、以下の政策を実現させるよう連帯し活動することを決議します。

記

- 1 政府は、被災者が安心した暮らしを手に入れるまで、必要な復興財源を確保すること。
- 2 政府は、介護保険制度における国の負担割合を引き上げ、介護従事者の処遇・労働環境の改善を進め、介護事業の健全な運営が成り立つ報酬体系にすること
- 3 政府は、要介護1・2の人向けの生活支援サービスを介護保険から外さないこと、また、利用者の負担割合を引き上げないこと

2016年6月8日

NPO法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ 2016年度総会